

# 最高人民検察院、公安部による 刑事事件の立件監督に関する 問題についての規定（試行）

2010年10月1日試行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 最高人民検察院、公安部による

### 刑事事件の立件監督に関する問題についての規定（試行）

刑事事件の立件監督の強化と規範化、刑事調査権の行使の適正化が保障されるよう、「中華人民共和国刑事訴訟法」等の関連規定に準拠し、実務に合わせた上で、本規定を制定する。

第一条 刑事事件の立件監督として、法に基づいた立件の確保、立件を怠ることや違法な立件行為の防止と是正、犯罪行為の法に基づいた迅速な摘発、公民の合法的権利の保護、国の法令の統一かつ的確な実施、社会の調和性、安定性の維持などが任務とされる。

第二条 刑事事件の立件監督では、監督と協働の統一化、人民検察院による法的監督と公安機関による内部監督との融合化、担当事件の件数・品質・効率・効果の一致性、並びに錯誤を必ず是正するとの原則を堅持するものとする。

第三条 公安機関は、受け付けた事件又は発見している犯罪行為の手掛かりを、迅速に審査した上で、法令そして関連規定に準拠して、立件或いは不立件の旨の決定を下す。

公安機関及び人民検察院では情報通達制度を確立し、刑事事件の発生、届け出、立件、解決と刑事事件の立件監督、調査行動の監督、逮捕許可、起訴等状況の定期的な相互通達を行い、重大事件はその都度通達することとする。条件が整った地方では、刑事事件情報の共有プラットフォームを構築するものとする。

第四条 公安機関が立件、調査しなければならない告訴又は移送される係争事件を立件、調査しないことを、被害者及びその法定代理人、近親者又は行政法執行機関が人民検察院に申し立てる場合、人民検察院はこれを受理し、審査するものとする。

人民検察院は、公安機関において、立件、調査しなければならない事件を立件、調査しない可能性が発覚された場合には、法に基づいた審査を行うものとする。

第五条 公安機関が立件、調査しなければならないのに、立件、調査していない事件の手掛かりについて、人民検察院は審査した上で、状況により別々に対処しなければならない。

(一)犯罪事実が生じていない、若しくは犯罪の情状等が明らかに軽微で、刑事責任を追及するまでもない、或いはその他法に基づく刑事責任が追及されない事情がある場合は、苦情申立人又は行政法執行機関に迅速に回答する。

(二)苦情が申し立てられた公安機関の管轄の範囲に該当しない場合には、管轄権を持つ機関を苦情申立人又は行政法執行機関に告知した上で、当該機関への告訴又は移送をアドバイスするものとする。

(三)公安機関において不立件の旨の決定がまだ下されていない場合には、公安機関に移送して処理させる。

(四)犯罪事実があり、刑事責任が追及されるものは、苦情が申し立てられた公安機関の管轄の範囲に該当し、かつ公安機関において不立件の旨の決定が既に下された場合には、検察長から承認を得た上、公安機関に書面により不立件理由の説明を求めるものとする。

第六条 人民検察院は、公安機関の立件決定を不服とする苦情申立について、立件元の公安機関に移送して処理させることができる。

人民検察院で審査した結果、公安機関には法令に違反して刑事手段により民事・経済をめぐる紛争に介入しているか、若しくは事件担当者が立件に当たって、復讐や陥れ、強要、ゆすりそしてほかに不法な利益を図る等法令に違反した立件行為があった可能性を証明する証拠があり、かつ刑事拘束等の強制措置或いは捜査、差し押さえ、凍結等強制的な調査措置が講じられながら、まだ逮捕許可の要請が成されていない、若しくは送検・起訴にされていないものは、検察長から承認を得た上、公安機関に書面により立件理由書面の説明を求めるものとする。

第七条 人民検察院が、公安機関に不立件、又は立件の理由の説明を求める際は、「不立件理由説明要請通知書」或いは「立件理由説明要請通知書」を作成し、迅速に公安機関まで送達しなければならない。

公安機関は、「不立件理由説明要請通知書」或いは「立件理由説明要請通知書」を受け取った後七日以内に、不立件又は立件とした事情、根拠、理由が客観的に反映される理由説明書を作成し、関連の証拠資料のコピーとともに人民検察院に回答しなければならない。公安機関が自発的に立件する、或いは事件を取り消す場合には、「立件決定書」又は「事件取消決定書」のコピーを人民検察院まで迅速に送達しなければならない。

第八条 人民検察院で調査、確認した結果により公安機関での不立件或いは立件とした理由が成立しないとされたものは、検察長或いは検察委員会による決定を受けて、公安機関に立件又は事件の取消の旨を通達しなければならない。

調査、確認に当たって、人民検察院では事件担当者、関連する当事者に事情を聞いたり、公安機関での刑事事件の受付、立件、解決等に関する登記表・台帳並びに立件、不立件、事件取消、治安処罰、労働教養等関連する法的文書及び事件に関する資料を閲覧、コピーすることができる。公安機関はこれに協力しなければならない。

第九条 人民検察院が、公安機関に立件又は事件取消の旨を通達する際に、根拠と理由が記述される「立件通知書」又は「事件取消通知書」を作成し、証拠資料とともに公安機関まで移送しなければならない。

公安機関では、「立件通知書」を受け取った後十五日以内に立件を決定し、「事件取消通知書」について異議がない場合には、直ちに事件を取り消すとともに、「立件決定書」又は「事件取消決定書」のコピーを人民検察院まで迅速に送達しなければならない。

第十条 人民検察院による事件取消通知に誤りがあることを認めた公安機関は、五日間までに、県級以上の公安機関の責任者による承認を受けた上、同級の人民検察院に複議を要請する。人民検察院は再審査し、「複議要請意見書」及び文書事件に関する資料を受け取った後七日間までに、変更するかどうかを決定して、公安機関に通達するものとする。

公安機関が人民検察院による複議決定を受け入れない場合には、五日間までに、県級以上の公安機関の責任者による承認を受けた上、一級上の人民検察院に報告して再審を要請する。上級人民検察院は、「再審要請意見書」及び文書資料を受け取った後十五日間までに、変更するかどうかを決定した上で、下級人民検察院及び公安機関に通達し、執行してもらうものとする。

上級人民検察院で再審した結果、事件取消通知に誤りがあるものと認めた場合には、下級人民検察院は直ちにこれを是正するものとし、上級人民検察院で再審した結果、事件取消通知が適正なものであると認めた場合には、下級公安機関は直ちに事件を取り消すとともに、「事件取消決定書」のコピーを同級人民検察院まで迅速に送達しなければならない。

第十一条 公安機関は、人民検察院が立件監督した事件を迅速に調査しなければならない。犯罪容疑者が逃亡している場合には、追跡して逮捕するよう強化しなければならない。逮捕の要件に合致している場合には、人民検察院に逮捕許可を迅速に要請

するものとする。調査が完了し、刑事責任が追及される必要のあるものは、人民検察院に迅速に送検し、起訴しなければならない。

監督を受けた立件後三ヶ月間までに調査が完了しない場合に、人民検察院は「立件監督対象事件対処催促書」を発出することができる。公安機関は調査の進捗について迅速に人民検察院へフィードバックしなければならない。

第十二条 立件監督に当たって、人民検察院が私利追求や不正加担など、法令違反・紀律違反である行為に係わっている調査担当者を発見した場合、関連部門に移送して処理させる。職務犯罪が絡まれている場合には、法に基づき立件して調査しなければならない。

第十三条 公安機関が、逮捕許可の要請や送検・起訴の際、人民検察院による刑事事件の立件監督についての法律文書及びそれに関する資料を事件とともに移送する。人民検察院は逮捕審査や起訴審査の実施に当たっては、これを刑事事件の立件監督情報として迅速に入力しなければならない。

第十四条 本規定は2010年10月1日より試行する。